



香港經濟貿易代表部 Hong Kong Economic and Trade Office

2023年1月10日

香港經濟貿易代表部、企業・人材誘致専門室を設置

香港特別行政区政府駐東京經濟貿易代表部（香港經濟貿易代表部）は、2022年12月下旬に「企業・人材誘致専門室」を設置し、日本および韓国のターゲット企業や人材に積極的に働きかけ、香港に進出して成長を追求するよう促しています。

香港は世界屈指の競争力を誇る経済体であり、中国本土と世界の市場とをつなぐ重要なゲートウェイとしての役割も果たしています。香港の競争力を高めようと、香港特別行政区政府は新たな制度を導入し、企業や投資、人材の誘致を目的にさまざまな新しい取り組みを実施してきました。以下はその例です。

(i) 特別な円滑化措置やワンストップサービスを提供することで、中国本土および海外から重点企業を誘致する「重点企業誘致弁公室」(OASES, www.oases.gov.hk) の設立

(ii) 中国本土・海外人材誘致戦略の策定と関連業務の調整を行い、来港する人材にワンストップのサポートを提供する「人材サービス窓口」(TSU, <https://www.hkengage.gov.hk>) の設置

昨年12月下旬からは、香港經濟貿易代表部の下に「企業・人材誘致専門室」が設置され、香港の経済発展に弾みをつけるべく、日本と韓国のターゲット企業や人材に積極的に働きかけ、香港に進出して成長を追求するよう促しています。同室はまた、香港の人材プールの充実を図るため、日本と韓国の世界トップ100大学と連絡を取り、関連する人材受け入れ制度をPRしています。

重点企業の誘致

「重点企業誘致弁公室」の主な役割は下記の通りです。

Hong Kong Economic and Trade Office Building
30-1 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075, JAPAN
Tel:(03)3556-8980 Fax:(03)3556-8970

〒102-0075 東京都千代田区三番町30番1号 香港經濟貿易代表部ビル



香港經濟貿易代表部
Hong Kong Economic and Trade Office

- a) 生命・健康テクノロジー、人工知能・データサイエンス、フィンテック、先進製造業、新材料・新エネルギー技術など、香港にとって戦略的に重要な産業について、ターゲット企業のリストを作成し、積極的に働きかけて交渉を実施
- b) 土地、融資、税金、投資などに関する魅力的な特別円滑化措置を策定し、香港における事業の立ち上げを促進するオーダーメイドのプランを提供
- c) ターゲット企業の従業員に対し、ビザの申請や子女の教育などについてワンストップサービスを提供

人材の獲得

「人材サービス窓口」は、世界中からより積極的に人材を誘致すべく、戦略の策定とワンストップサービスの提供を目的に設置されました。また、同窓口は出入境管理局との連携の下、各種人材受け入れ制度への申請を処理し、来港する人材にサポートを提供します。

香港特別行政区政府は昨年 12 月 28 日、世界中の人材にワンストップで電子サービスを提供する人材サービス窓口のオンラインプラットフォーム(www.hkengage.gov.hk)を開設しました。このウェブサイトでは、香港の利点や発展機会、各種人材受け入れ制度の詳細、香港での生活に必要な情報など、あらゆる種類の実用的な情報を閲覧できます。申請を検討している人は、同サイトの人材受け入れ制度マッチングツールを利用して自身が利用可能な制度を確認した後、そのまますぐに同サイトと接続された出入境管理局の「e-Visa」プラットフォームに進み、オンラインで申請を行うことができます。その後の支払いやビザの受け取り手続きもオンラインで行えるため、香港外にいる申請者にも便利です。

「高度人材通行証計画」

新たに導入された「高度人材通行証計画」は、昨年 12 月 28 日から申請受付を開始しました。香港での就職先が決まっていないものの、香港に定住して働くことに関心のある人材は、この制度に申請することができます。

Hong Kong Economic and Trade Office Building
30-1 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075, JAPAN
Tel:(03)3556-8980 Fax:(03)3556-8970

〒102-0075 東京都千代田区三番町 30 番 1 号 香港經濟貿易代表部ビル



香港經濟貿易代表部
Hong Kong Economic and Trade Office

きます。同計画による入境者は通常、最初の入境に際して他の滞在条件なしに 24 カ月の滞在が認められます。

申請者は以下のいずれかのカテゴリーを選択することができます。

- a) 申請日の直前 1 年間の年間所得が 250 万香港ドル以上、または外貨での同等額に達する者
- b) 世界トップ 100 大学の学位を取得し、申請日の直前 5 年間に 3 年以上の職務経験を有する者
- c) 申請日の直前 5 年間に世界トップ 100 の大学の学位を取得し、3 年未満の職務経験を有する者（年間定員あり）

香港の各種人材受け入れ制度の詳細は、下記をご覧ください。

<https://www.hkengage.gov.hk/en/how-to-apply-for-a-visa/talent-admission-schemes/>

以上

香港特別行政区政府 駐東京經濟貿易代表部（香港經濟貿易代表部）
について

<https://www.hketotyو.gov.hk/japan/jp/>

日本と韓国における香港特別行政区政府の代表機関である香港經濟貿易代表部の主な機能は、日本と韓国で香港の經濟・貿易面での利益を推進し、広く香港についての理解を促進することです。当代表部は、香港貿易發展局や香港政府観光局をはじめとした他の香港関連機関と緊密に連携しています。

お問合せ先

企業・人材誘致専門室

talent@hketotyو.gov.hk

(03) 6628-8568

メディアおよび一般のお問合せ

tokyo_enquiry@hketotyو.gov.hk

(03) 3556-8980

Hong Kong Economic and Trade Office Building
30-1 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075, JAPAN
Tel:(03)3556-8980 Fax:(03)3556-8970

〒102-0075 東京都千代田区三番町 30 番 1 号 香港經濟貿易代表部ビル